

里親登録に係る個人情報の取扱いに関する同意書

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、「個人情報の取扱いの確認」欄に同意の有無、年月日および氏名を記入願います。

個人情報の取扱い

「里親制度の円滑な実施について」（令和 6 年 9 月 12 日付けこ支家第 471 号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）を踏まえ、県外に転出された場合に転出先での里親登録を希望される際に、里親名簿の登録の決定や里親家庭の選定（マッチング）等を円滑に行うため、転出先の都道府県、政令指定都市および児童相談所設置市からの求めに応じ、子ども家庭相談センター等の把握している里親に関する情報を提供します。

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について

☐ 同意します

/

☐ 同意しません

年 月 日

氏名

（参考）「里親制度の円滑な実施について」（令和 6 年 9 月 12 日付けこ支家第 471 号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）一部抜粋

1 里親が他の都道府県に転居した場合の取扱いについて

現に里親登録されている者が他の都道府県に転出し、転出先の居住地においても里親となることを希望する場合において、転出前の都道府県が把握している里親の状況や知識・経験等を転出先の居住地の都道府県と共有することが、里親名簿の登録の決定や里親家庭の選定（マッチング）等を行う際に有効であると考えられることから、都道府県間における情報の共有について積極的な実施をお願いします。

なお、他の都道府県に里親の情報を提供する場合には、事前に里親の同意を得る等、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適切に取り扱う必要がある点に留意すること。

例えば、里親から住所変更に関する届出がされた場合等、他の都道府県への転出を把握した場合には、転出先での里親登録の希望の有無を確認し、転出先の都道府県に情報を提供することについて、あらかじめ里親本人の同意を得ておくことが望ましい。